

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 28 日 (火) 第3300号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 1
訓 令	
○行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令 (※)	(人事課取扱い) 8

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第20号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則 (昭和35年鹿児島県規則第122号) の一部を次のように改正する。

目次中「主管課等」を「主管課」に改め、「第 1 款の 2 知事公室各課の分掌事務 (第12条—第12条の 4)」を削り、「第13条」を「第12条」に、「第 2 款の 2 企画部各課の分掌事務 (第18条—第18条の 8)」を「第 2 款の 2 企画部各課の分掌事務 (第18条—第18条の 8)」を「第 2 款の 3 P R ・観光戦略部各課の分掌事務 (第18条の 9—第18条の13)」に、「第 8 款の 2 危機管理局各課の分掌事務 (第48条の 3—第48条の 5)」を「第 8 款の 2 危機管理局各課の分掌事務 (第48条の 3—第48条の 5)」を「第 8 款の 3 国体・全国障害者スポーツ大会局各課の分掌事務 (第48条の 6—第48条の 8)」に改める。

第 7 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) P R ・観光戦略部

第 7 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とし、第11号を第10号とし、同条に次の 1 号を加える。

(1) 国体・全国障害者スポーツ大会局

第 8 条第 1 項の表知事公室の部を削り、同表総務部の部中

人事課	総務経理係 人事係 給与係	」を
-----	---------------	----

秘書課	調整係 秘書係	」に改め、
人事課	総務経理係 人事係 給与係	

同表企画部の部世界文化遺産課の項を削り、同部情報政策課の項中「システム管理係 システム開発係」を「情報システム係 情報ネットワーク係」に改め、同部の次に次のように加える。

P R ・観光戦略部	かごしま P R 課 広報課	総務経理係 県民の声係	P R 企画係 報道企画係	特産振興係 広報係	貿易振興係
------------	-------------------	----------------	------------------	--------------	-------

観光課	観光企画係 国内誘致係 海外誘致係 観光地づくり係
国際交流課 世界文化遺産課	外事旅券係 国際交流係

第 8 条第 1 項の表商工労働水産部の部を次のように改める。

商工労働水産部	商工政策課 経営金融課 産業立地課 雇用労政課 水産振興課 漁港漁場課	総務経理係 企画調整係 商業係 団体系 鉱政係 経営支援係 金融係 高度化支援係 管理調整係 産業立地企画係 企業誘致係 立地環境整備係 技術振興係 産業支援係 労働福祉係 労政係 民間訓練係 公共訓練係 雇用促進係 雇用支援係 水産企画普及係 漁業調整係 漁業監理係 栽培養殖係 水産流通対策係 漁協係 管理係 計画係 建設係 漁場開発係
---------	--	---

第 8 条第 1 項の表に次のように加える。

国体・全国障害者スポーツ大会局	総務企画課 競技式典課 施設調整課	総務係 企画広報係 全国障害者スポーツ大会係 競技係 式典係 施設調整係 宿泊輸送係
-----------------	-------------------------	--

第 8 条第 2 項の表青少年男女共同参画課の項の次に次のように加える。

企画課	スポーツ施設対策室	
かごしまPR課	明治維新150周年推進室	
自然保護課	奄美世界自然遺産登録推進室	

第10条第 2 項の表中

「	企画部	企画課	」
を	「	企画部 PR・観光戦略部	企画課 かごしまPR課
に,	「	危機管理局	危機管理防災課
を	「	危機管理局 国体・全国障害者スポーツ大会局	危機管理防災課 総務企画課

に改める。

第 2 章第 2 節第 1 款の款名中「主管課等」を「主管課」に改める。

第11条の見出し中「主管課等」を「主管課」に改め、同条第 1 項第 4 号中「及び商工労働水産部観光交流局」を削り、同条第 2 項を削る。

第 2 章第 2 節第 1 款の 2 を削る。

第 2 章第 2 節第 2 款中第13条の前に次の 1 条を加える。

(秘書課)

第12条 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 栄典に関すること。
- (3) 知事褒賞に関すること。

(4) 儀式に関する事。

(5) 皇室に関する事。

第18条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 大規模スポーツ施設に関する事。

第18条に次の1項を加える。

2 スポーツ施設対策室においては、前項第7号に掲げる事務を分掌する。

第18条の2を次のように改める。

第18条の2 削除

第18条の6中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）に基づく地域社会の維持に関する計画及びその実施の総合調整に関する事。

第2章第2節第2款の2の次に次の1款を加える。

第2款の3 PR・観光戦略部各課の分掌事務

（かごしまPR課）

第18条の9 かごしまPR課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県外等への広報活動の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 県外等への広報活動の実施に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 県産品の販売促進対策の企画及び総合調整に関する事。
- (4) 県産品の販売促進対策の実施に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 地場産業及び特産品の振興に関する事。
- (6) 貿易の振興及び国際経済交流の促進に関する事。
- (7) トップセールスに関する事。
- (8) 薩摩大使に関する事。
- (9) 大阪事務所及び福岡事務所に関する事。
- (10) 明治維新150周年に係る施策の企画及び総合調整に関する事。
- (11) 明治維新150周年に係る施策の実施に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

2 明治維新150周年推進室においては、前項第10号及び第11号に掲げる事務を分掌する。

（広報課）

第18条の10 広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報・広聴活動の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 広報・広聴活動の実施に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 広報・広聴活動に係る国、市町村その他各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 県政の普及に関する事。
- (5) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (6) 県政に対する意見、要望、苦情等の把握及び処理の総括に関する事。
- (7) 総合案内に関する事。
- (8) 姉妹県との交歓に関する事。

（観光課）

第18条の11 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光振興の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 観光施設の整備及び管理運営に関する事。
- (3) 観光地づくりに関する事。
- (4) リゾート開発に関する事。
- (5) 国際観光に関する事。
- (6) 観光客の誘致及び宣伝に関する事。
- (7) 観光業者及び観光事業団体に関する事。
- (8) 通訳案内士の登録に関する事。
- (9) 旅行業者等の登録等に関する事。
- (10) 観光統計に関する事。

- (11) 観光立県推進会議に関する事。
- (12) 奄美パークに関する事。
- (13) スポーツ観光に関する事。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、観光に関する事。

（国際交流課）

第18条の12 国際交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 国際交流の促進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 国際交流に関する情報の収集管理に関する事。
- (4) 外国使節団及び在日外国公館等との連絡折衝に関する事。
- (5) 通訳及び翻訳に関する事。
- (6) 海外渡航に関する事。
- (7) 在日外国人に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 友好国及び友好地域並びに姉妹州との交流に関する事。
- (9) 海外移住及び青年海外協力隊等に関する事。
- (10) 海外技術研修員及び県費留学生の受入れに関する事。
- (11) 国際交流プラザ及びアジア・太平洋農村研修センターに関する事。

（世界文化遺産課）

第18条の13 世界文化遺産課の分掌事務は、世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する事とする。

第24条に次の1号及び1項を加える。

- (6) 奄美の世界自然遺産登録の推進に関する事。

2 奄美世界自然遺産登録推進室においては、前項第6号に掲げる事務を分掌する。

第29条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条第6号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）の施行に関する事。

第31条第13号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第34条及び第35条を次のように改める。

第34条及び第35条 削除

第35条の2を削る。

第38条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第46条第13号を削り、同条第14号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第13号とする。

第2章第2節第8款の2の次に次の1款を加える。

第8款の3 国体・全国障害者スポーツ大会局各課の分掌事務

（総務企画課）

第48条の6 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 第20回全国障害者スポーツ大会鹿児島県準備委員会に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会の開催の準備に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

（競技式典課）

第48条の 7 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会の競技専門委員会及び式典専門委員会に関する
こと。
 - (2) 第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。
 - (3) 第75回国民体育大会の競技用具に関すること。
- (施設調整課)

第48条の 8 施設調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会の輸送・交通専門委員会、宿泊・衛生専門委員
会及び警備・消防専門委員会に関すること。
- (2) 第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会の競技施設に関すること。
- (3) 第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会の式典会場に関すること。

第57条第 1 項総務企画課の項第11号中「始良・伊佐地域振興局」の次に「に限り、始良・伊
佐地域振興局にあつては一般旅券の交付に係る事務」を加える。

第58条第 1 項地域保健福祉課の項に次の 2 号を加える。

- (28) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に
関すること。
- (29) 子ども・子育て支援法の施行に関すること。

第59条第 1 項農政普及課の項第17号中「及び農業倉庫」を削る。

第102条第 1 項中「及び班」を削り、同条第 2 項相談部の部地域支援指導課の項中第 5 号を
第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 児童虐待を受けた児童及び当該児童の保護者に対する親子の再統合を促進するた
めの指導及び支援に関すること。

第137条第 1 項の表中

南さつま市
垂水市

を

南さつま市

に改める。

第139条第 1 項の表鹿児島県農業開発総合センター果樹部北薩分場の項を削る。

第177条第 1 項の表公室長の項を削り、同条第 2 項の表知事秘書監の項中「知事秘書監」を
「総括秘書官」に改め、同表政策調整監の項を次のように改める。

人事調整監	人事課	人事行政の調整に関する事務
-------	-----	---------------

第177条第 2 項の表少子化対策監の項の次に次のように加える。

PR推進監	かごしま PR課	トップセールスに関する事務の総括
-------	-------------	------------------

第177条第 3 項の表秘書監補の項中「秘書監補」を「知事秘書官」に改め、同条第 4 項の表
政策調整員の項を削り、同条第 5 項の表交通政策総括監の項を削り、同表世界文化遺産総括監
の項を次のように改める。

明治維新 150周年総 括監	PR・観光 戦略部	部長に直属し、明治維新150周年に関する特命事項を処理す る。
----------------------	--------------	------------------------------------

第177条第 5 項の表奄美世界自然遺産総括監の項中「奄美世界自然遺産登録」を「奄美の世
界自然遺産登録」に改める。

第178条第 1 項の表分場長の項中 「農業開発総合センター果樹部北薩分場
農業開発総合センター茶業部大隅分場」 を「農業開発総
合センター茶業部大隅分場」に改め、同条第 2 項の表児童福祉専門員の項中「中央児童相談所」
を 「中央児童相談所
大島児童相談所」 に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる組織

に勤務する職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる組織に勤務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
知事公室秘書課	総務部秘書課
知事公室広報課	P R ・ 観光戦略部広報課
企画部世界文化遺産課	P R ・ 観光戦略部世界文化遺産課
商工労働水産部観光交流局かごしまP R 課	P R ・ 観光戦略部かごしまP R 課
商工労働水産部観光交流局観光課	P R ・ 観光戦略部観光課
商工労働水産部観光交流局国際交流課	P R ・ 観光戦略部国際交流課

2 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

左欄	右欄
知事公室秘書課長	総務部秘書課長
知事公室秘書課主幹兼秘書係長	総務部秘書課主幹兼秘書係長
知事公室広報課県民の声係長	P R ・ 観光戦略部広報課県民の声係長
知事公室広報課主幹兼報道企画係長	P R ・ 観光戦略部広報課主幹兼報道企画係長
企画部世界文化遺産課長	P R ・ 観光戦略部世界文化遺産課長
企画部世界文化遺産課長補佐	P R ・ 観光戦略部世界文化遺産課長補佐
商工労働水産部観光交流局かごしまP R 課長補佐	P R ・ 観光戦略部かごしまP R 課長補佐
商工労働水産部観光交流局かごしまP R 課主幹兼P R 企画係長	P R ・ 観光戦略部かごしまP R 課主幹兼P R 企画係長
商工労働水産部観光交流局かごしまP R 課主幹兼特産振興係長	P R ・ 観光戦略部かごしまP R 課主幹兼特産振興係長
商工労働水産部観光交流局かごしまP R 課主幹兼貿易振興係長	P R ・ 観光戦略部かごしまP R 課主幹兼貿易振興係長
商工労働水産部観光交流局観光課長補佐	P R ・ 観光戦略部観光課長補佐
商工労働水産部観光交流局観光課主幹	P R ・ 観光戦略部観光課主幹
商工労働水産部観光交流局観光課観光企画係長	P R ・ 観光戦略部観光課観光企画係長
商工労働水産部観光交流局観光課主幹兼海外誘致係長	P R ・ 観光戦略部観光課主幹兼海外誘致係長
商工労働水産部観光交流局国際交流課長	P R ・ 観光戦略部国際交流課長
商工労働水産部観光交流局国際交流課主幹	P R ・ 観光戦略部国際交流課主幹
商工労働水産部観光交流局国際交流課外事旅券係長	P R ・ 観光戦略部国際交流課外事旅券係長

（官報報告規則及び鹿児島県予算規則の一部改正）

第3条 次に掲げる規則の規定中「知事公室並びに」を削る。

(1) 官報報告規則（昭和30年鹿児島県規則第102号）第2条の表

(2) 鹿児島県予算規則（昭和38年鹿児島県規則第118号）第3条

（県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第4条 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和38年鹿児島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第10条第1項第2号中「知事公室」を「総務部」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、第9号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) P R ・ 観光戦略部かごしまP R 課長

(9) P R ・ 観 光 戦 略 部 広 報 課 長

第10条第 1 項第13号を削り、同項中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(16) 国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課長

(鹿児島県証紙条例施行規則の一部改正)

第 5 条 鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

	譲渡予定価格審査手数料	を
--	-------------	---

	譲渡予定価格審査手数料	に、
別 表 第 1 P R ・ 観 光 戦 略 部 の 表	通訳案内士登録手数料	
	通訳案内士登録証訂正手数料	
	通訳案内士登録証再交付手数料	
	一般旅券発給手数料	
	一般旅券渡航先追加手数料	
	一般旅券査証欄増補手数料	
	旅行業等登録申請手数料	
	旅行業更新登録申請手数料	
	旅行業変更登録申請手数料	

通訳案内士登録手数料 通訳案内士登録証訂正手数料 通訳案内士登録証再交付手数料 漁業権免許申請手数料	を
---	---

漁業権免許申請手数料	に、
------------	----

岩石採取計画変更認可申請手数料 一般旅券発給手数料 一般旅券渡航先追加手数料 一般旅券査証欄増補手数料 旅行業等登録申請手数料 旅行業更新登録申請手数料 旅行業変更登録申請手数料	を
---	---

岩石採取計画変更認可申請手数料	に改める。
-----------------	-------

(鹿児島県公有財産管理規則の一部改正)

第 6 条 鹿児島県公有財産管理規則（昭和39年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 第 2 号 中 「 農 業 開 発 総 合 セ ン タ ー 果 樹 部 及 び 茶 業 部 並 び に 」 を 「 農 業 開 発 総 合 セ ン タ ー 茶 業 部 及 び 」 に 改 め る 。

(給与等の支払事務に関する規則の一部改正)

第 7 条 給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 の 表 人 件 費 主 管 課 長 の 項 中 「 危 機 管 理 局 」 の 次 に 「 ， 国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 」 を 加 え ， 「 （ 知 事 公 室 に あ つ て は ， 人 事 課 長 ） 」 を 削 る 。

(鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第 8 条 鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）の一部を次のよう

に改正する。

第 2 条第 1 項の表 4 の項中「 3 の項」を「 2 の項」に改め、同表 5 の項中「13の項」を「10の項」に改める。

(鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 9 条 鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年鹿児島県規則第 61号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式中「鹿児島県商工労働水産部観光交流局観光課」を「鹿児島県 P R ・観光戦略部観光課」に改める。

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働水産部の表 6 の項の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

第10条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働水産部の表 6 の項の規則で定める事務を定める規則（平成19年鹿児島県規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「商工労働水産部の表 6 の項」を「 P R ・観光戦略部の表 1 の項」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和39年鹿児島県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「， 政策調整課長」を削り，「情報政策課長」の次に「， かがしま P R 課長」を，「危機管理防災課長」の次に「， 総務企画課長」を加える。

第 8 条第 2 項中「企画課」の次に「， かがしま P R 課， 商工政策課」を加え，「， 商工政策課」を削り，「及び監理課」を「， 監理課及び総務企画課」に改める。

(鹿児島県土地対策委員会規程の一部改正)

第 2 条 鹿児島県土地対策委員会規程（昭和48年鹿児島県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

「知事公室長 「総務部長

別表第 1 中 総務部長 を 企画部長 に改める。

企画部長 」 P R ・観光戦略部長」

別表第 2 知事公室の項を削り、同表中「企画部 企画課長， 情報政策課長， 離島振興課長， 交通政策課長」を「企画部 企画課長， 情報政策課長， 離島振興課長， 交通政策課長 P R ・観光戦略部 観光課長」に改

め、同表商工労働水産部の項中「， 観光交流局観光課長」を削る。

(鹿児島県青少年対策本部設置規程の一部改正)

第 3 条 鹿児島県青少年対策本部設置規程（昭和57年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 知事公室長 広報課長
総務部長 学事法制課長 」 を

「 総務部長 学事法制課長 」 に、

「 青少年男女共同参画課長 」 を

「 P R ・ 観 光 戦 略 部 長	青少年男女共同参画課長 かごしま P R 課長 広報課長	」に、
「 商 工 労 働 水 産 部 観 光 交 流 局 長 農 政 部 長	かごしま P R 課長 経営技術課長	」を
「 農 政 部 長	経営技術課長	」に改める。

(鹿児島県職員研修規程の一部改正)

第 4 条 鹿児島県職員研修規程 (平成 2 年鹿児島県訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「知事公室並びに」を削る。

(鹿児島県職員倫理規程の一部改正)

第 5 条 鹿児島県職員倫理規程 (平成19年鹿児島県訓令第10号) の一部を次のように改正する。

別表知事公室の項を削り、同表企画部の項の次に次のように加える。

P R ・ 観 光 戦 略 部	P R ・ 観 光 戦 略 部 長
別表危機管理局の項の次に次のように加える。	
国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 局	国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 長

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。